

令和8年6月号
事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人

Vol.62



令和8年4月より、スタッフの誕生日には、月初会議にて全員でお祝いをしています♪
詳細は Instagram に掲載しておりますので、ぜひご覧ください。



❀ 今月のお知らせ ❀



・住民税決定通知書について

6月分給与より住民税の金額が変更されます。給与計算の際はご注意ください。

・社会保険料算定基礎届、労働保険年度更新申告書について

皆さんのお手元に社会保険料算定基礎の記入用紙が届き始める時期になりました。

また、商工会へ事務委託をされていない方は労働保険料年度更新の記入用紙も届きます。

どちらも 7月上旬が提出期限です。お心積もりをお願いいたします。

・所得税の第1期予定納税引落日について

第1期分は2026年7月31日(金)が引落日となっております。口座残高のご確認をお願いいたします。

❀ 弁護士 宮光先生 による勉強会がありました ❀

先日、弁護士の宮光先生をお招きし、勉強会を開催しました。

今回は、実務に役立つ法律知識をわかりやすくご説明いただきました。



◆ 雇用と業務委託の違い

雇用: 会社の指示に従って働く(労働者)

業務委託: 対等な立場で仕事を請け負う(個人事業主) → 働き方や責任の範囲が大きく異なります。

◆ 弁護士費用の考え方

相談料・着手金(10万円～)・成功報酬などがあり、内容や金額によって異なります。

◆ 債権回収ができない場合

回収できない場合、訴訟を検討する目安は約50万円程度とされます。

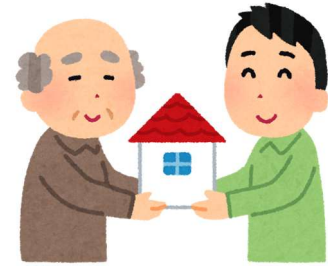
※そもそも回収できない可能性も踏まえると、50万円程でないともう手元に残らないイメージです。

◆横領とは？

自己が預かっている他人の財産を、不正に自分のものにしてしまう行為です。

◆横領と似ている犯罪との違い

- ・窃盗：他人の物をこっそり盗む
- ・背任：任されている立場を利用し、相手に損害を与える



◆相続税対策は“早めが大切”

直前の対策は否認される可能性があります◆

相続税の節税対策は、早い段階で行うことがとても重要です。

例えば、90歳など高齢になってから「相続税対策のために借入をして不動産を購入する」といった対策を行うと、税務署に「節税目的が明らか」と判断される可能性があります。

その場合は否認される(認められない)という扱いになります。

ご紹介しきれないほど、日常業務にも関わる重要な内容で、大変学びの多い時間となりました。

今後も知識を深め、お客様へより良いサービスを提供してまいります。

また、アークグロー・パートナーズ税理士法人 HP のコラムには詳細内容を掲載しております。

内容について気になること、またもっと詳しく知りたい方は、是非 HP もご覧ください。

プチ情報 ～会社にお金を残す一番簡単な方法～

実は節税ではなく「無駄にお金を使わない」ことがとても大切です。

税金を減らすために“不要な車の購入”“高額な備品の取得”をしてしまうと、お金は確実に減ってしまいます。

大切なのは「お金を守る判断」です。

無理な節税よりも、手元資金をしっかり残すことが会社を強くする第一歩です。



各種 SNS も更新しておりますので、

良ければフォローお願いします♪

HP



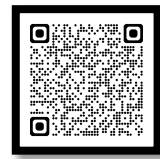
Face Book



Instagram



Threads



◇申告書の提出期限

提出月	6月	7月	8月
確定申告	4月決算	5月決算	6月決算
予定申告(年1回)	10月決算	11月決算	12月決算
消費税(年3回)	7月、10月、1月	8月、11月、2月	9月、12月、3月



アークグロー・パートナーズ
税理士法人

Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人

【本社】〒524-0042

滋賀県守山市焔魔堂町 121 番 1

TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474